



忘れず
早めに

税の申告を

郵送で申告できます

税の申告期間が始まります。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、できるだけ郵送での申告をお願いします。郵送で申告する際には、必要事項の記入漏れ、控除証明書等の添付漏れがないように注意してください。

問合せ 税務課課税係 ☎内線 2318

申告期間 2月16日(水)～3月15日(火)

住民税の申告

申告が必要な方

1月1日現在、区内に住所のある方は原則として住民税(特別区民税・都民税)の申告が必要です。令和3年中に収入がなかった方も、税証明書の発行、国民健康保険・介護保険の保険料額の算定、児童手当の支給決定等に必要となるため、生活状況等を申告してください。

申告の必要がない方

- ▶ 税務署に所得税の確定申告をする方
 - ▶ 給与収入のみの方で、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている方
 - ▶ 公的年金収入のみの方
- ※医療費控除等を受ける場合は、確定申告(源泉徴収所得税がある方)または住民税の申告が必要です

申告方法・会場

来所または郵送で、〒116-8501(住所不要)荒川区役所2階税務課課税係

申告期間・時間

2月16日(水)～3月15日(火)
午前8時30分～午後5時15分
※(土・日・祝)を除く。ただし、2月27日(日)、3月13日(日)は午前9時～正午に受け付けを行います
※(火)は午後7時まで(申告期間中のみ)
※混雑状況によっては、入場制限を行う場合があります
※所得税の確定申告の相談・受け付けは行っていません

申告に必要なもの

- ▶ **申告書**
※2月上旬に、昨年申告した方等へ送付するほか、税務課、各区民事務所でも配布します
 - ▶ **個人番号確認書類**…マイナンバーカード、通知カード等
 - ▶ **本人確認書類**…マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等の顔写真付きの書類(持っていない場合は、健康保険証や年金手帳等を2点)
 - ▶ **収入の証明書等**…令和3年中の給与所得に関する源泉徴収票、支払者の証明書等
 - ▶ **各種控除の証明書等**…令和3年中に支払った国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、医療費控除の明細書、学生証等
- ※郵送の場合、個人番号・本人確認書類は写しを送付してください

申告する際の注意点

医療費控除の申告方法

医療費控除またはセルフメディケーション税制のいずれかの適用を受ける方は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、申告書に添付してください。
※各明細書は、税務課、各区民事務所でも配布するほか、荒川区ホームページからもダウンロード可
※医療費等の領収書は提出せずに、保管してください

ふるさと納税の申告方法

令和4年度(令和3年分)から、寄附金税額控除のうち、ふるさと納税による控除の適用を受ける場合、寄付先の自治体が発行する寄附金の受領証等に代えて、特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」を添付することができます。

確定申告をする方へ

申告内容に不備がないよう、注意してください。不備があると、住民税の課税内容に正しく反映できない場合があります。
住民税の算定には、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」への記載内容も反映されます。詳細は、国税庁発行の「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。

所得税の確定申告

問合せ 荒川税務署 ☎(3893)0151

申告書の作成

— 国税庁ホームページ(下記)をご覧ください —

確定申告書等作成コーナーの画面案内に従って金額等を入力すると、税額が自動計算され、申告書を作成することができます。

🌐 <https://www.nta.go.jp>

確定申告書の提出方法

- ▶ e-Tax[※]を利用して送信
 - ▶ 税務署へ郵便・信書便で提出
- ※控えに受領印が必要な場合は、控え・切手を貼付した返信用封筒を同封してください

マイナンバーの記入について

税務署へ提出する申告書や申請書等には、マイナンバーの記入と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

個人事業税の申告

都内に事業所・事務所があり、法律で定められた事業を行う個人に課税されます。なお、所得税の確定申告をすれば、個人事業税の申告は不要です。

問合せ 荒川都税事務所 ☎(3802)8111

キャッシュレス決済をご利用ください

区では、税務課や戸籍住民課で発行している各種証明書の交付手数料の支払いに、交通系電子マネーを利用できます。ぜひ、ご利用ください。

- ▶ **交通系電子マネーの利用に関すること**
……………会計管理課出納係 ☎内線 3225
- ▶ **各種証明書等の交付に関すること**
……………税務課税務係 ☎内線 2331
……………戸籍住民課管理証明係 ☎内線 2355

問合せ

確定申告作成会場のご案内

期 間 2月16日(水)～3月15日(火) ※(土・日・祝)を除く
時 間 午前9時15分～午後5時 ※受け付けは、午前8時30分～午後4時
会 場 荒川税務署

混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。LINEの国税庁公式アカウントで事前に入手できます。なお、当日にも配付しますが、限りがあります

- ▶ 還付申告をする方は、期間(上記)前でも相談を受け付けます
 - ▶ 申告義務のない方が行う還付申告^{*}は、5年間提出することができます
- ※年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄付金控除により還付を受ける方等が該当します
- ▶ 現金で納付する場合は、確定申告書の提出期限が納付期限です。現金に納付書を添えて金融機関や税務署で納めてください

閉庁日の申告書作成

期 日 2月20日・27日(日)
時 間 午前9時15分～午後5時 ※受け付けは午前8時30分～午後4時
会 場 王子税務署(北区王子3-22-15) ※荒川税務署では手続きを行っていません
税 目 所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税
内 容 申告書の配布、申告相談、申告書等の受け付け

税の無料相談会

期 日 2月21日(月)
時 間 ▶午前10時30分～午後0時30分 ▶午後1時30分～3時30分
会 場 南千住駅前ふれあい館 ※確定申告用紙等の配布や申告書の受け付けは行いません
問合せ 東京税理士会荒川支部 ☎(3800)5577

LINEで税の情報を調べられるようになりました

荒川区LINE公式アカウントで、税の情報について調べられるようになりました。チャットボットによる自動応答で回答します。ぜひ、ご利用ください。

登録方法 LINE ホーム画面で「@arakawaku」と検索、または右の二次元コードを読み取ってください



- ▶ **荒川区LINE公式アカウントについて**
…広報課広報係 ☎内線 2132
- ▶ **税の情報について…税務課税務係** ☎内線 2313

問合せ

医療費等が高額の方は申請を 高額医療・高額介護合算療養費

令和2年8月1日～令和3年7月31日(合算期間)の1年間で、医療保険と介護保険における自己負担額が高額になる場合に、限度額(右表)を超えた額を支給します。

※合算対象の医療費は、保険対象外の治療、サービスを除きます
※70歳未満の方は、1つの医療機関で同月内に2万1000円以上の負担額を支払った場合、合算の対象になります

申請開始時期	2月下旬
申請書の送付	令和3年7月31日現在、荒川区の医療保険(国民健康保険または後期高齢者医療制度)の資格がある方には、申請書を2月下旬に送付します ※国民健康保険の資格がある方は、世帯主に申請書を送付します

合算期間内に医療保険の資格に変更があった方等には、申請書を送付できませんので、下記の方法で申請してください。

申請書を送付できない方

- ◆ **荒川区の医療保険の資格を取得した方**
…国保年金課で申請してください
- ◆ **荒川区の医療保険の資格を喪失した方**
…令和3年7月31日現在加入している(ほかの医療保険者に申請してください)
- ◆ **荒川区に転入(後期高齢者医療制度の方は都外から)した方**…国保年金課で申請してください
- ◆ **荒川区から転出(後期高齢者医療制度の方は都外へ)した方**…転入先の自治体で申請してください

- ◆ **荒川区の医療保険以外の方**
…令和3年7月31日現在加入している医療保険者に申請してください

申請 国民健康保険……………国保年金課保険給付係(区役所1階) ☎内線 2383
 問合せ 後期高齢者医療制度…国保年金課後期高齢者医療係(区役所1階) ☎内線 2391
 介護保険……………介護保険課介護給付係(区役所2階) ☎内線 2432

高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額表

▶ 70歳未満の方		
適用区分(世帯単位)	自己負担限度額	
旧ただし書き所得901万円超	212万円	
旧ただし書き所得600万円超901万円以下	141万円	
旧ただし書き所得210万円超600万円以下	67万円	
旧ただし書き所得210万円以下	60万円	
住民税非課税世帯	34万円	

▶ 70歳以上の方		
適用区分(世帯単位)	自己負担限度額	
Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円	
Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円	
Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円	
一般(現役並み所得者・住民税非課税世帯を除く)	56万円	
Ⅱ(世帯全員が区民税非課税で、区分Ⅰに該当しない)	31万円	
Ⅰ(世帯全員が区民税非課税かつ年金収入80万円以下で、その他の所得がない)	19万円	

※同じ世帯に70歳未満の方と70～74歳の方がいる場合は、70～74歳の方を計算し、残る負担額を70歳未満の方の自己負担額と合算します

国民健康保険料 後期高齢者医療保険料

介護保険料 国民年金保険料

は所得控除の対象です

令和3年1月～12月に納付した保険料は、社会保険料控除として全額が所得控除の対象です。生計をともにする配偶者や親族の保険料を負担した場合も、合算して控除できます(特別徴収分を除く)。確定申告や住民税の申告の際は、「社会保険料控除」欄に記入してください。
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、納付方法により取り扱いが異なります。

- ▶ **口座振替や納付書等により保険料を納付した場合**
…納付した方(生計をともにする方)の社会保険料控除の対象となります
- ▶ **公的年金等からの特別徴収により保険料を支付した場合**
…年金受給者の社会保険料控除の対象となり、生計をともにする方であっても、本人以外が社会保険料控除とすることはできません

問合せ

- ▶ **国民健康保険料・後期高齢者医療保険料**…国保年金課保険料係(区役所1階) ☎内線 2386
- ▶ **介護保険料**……………介護保険課資格保険料係(区役所2階) ☎内線 2441
- ▶ **国民年金保険料**……………荒川年金事務所 ☎(3800)9151

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額の確認方法

- ▶ **納付書払いの方**……………領収証書
 - ▶ **口座振替払いの方**……………口座振替済みのお知らせ(令和3年12月送付)
 - ▶ **LINE Pay、PayPayを利用の方**…利用した各アプリの履歴や利用明細
 - ▶ **モバイルレジを利用の方** ※国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のみ
 - **モバイルバンキングで納付**……………モバイルバンキングの取引明細書等
 - **クレジットカードで納付**……………クレジットカード会社が発行する利用明細書等
 - ▶ **特別徴収の方**……………日本年金機構から送付された源泉徴収票
- ※領収書等を紛失された方や証明が必要な方は、お問い合わせください

国民年金保険料の納付額の確認方法

日本年金機構から送付された社会保険料(国民年金保険料)控除証明書で確認できます。
※申告時に上記証明書の添付が必要です
※家族の方が国民年金保険料を納付した場合は、納付した方が社会保険料控除として申告できます

